

日本の新しい「国家安全保障戦略」等について
－分析と評価－

2022 年 12 月

一般財団法人
平和・安全保障研究所



一般財団法人 平和・安全保障研究所
Research Institute for Peace and Security

はじめに

日本政府は、2022 年 12 月 16 日、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」のいわゆる安保 3 文書を閣議決定した。「国家安全保障戦略」は、2013 年に策定されて以来初の改定となるものである。「国家防衛戦略」は、従来の「防衛計画の大綱」に代るものとして、今後の日本防衛の基本方針や防衛力の在り方について広く指針を示すものとなっている。また、「防衛力整備計画」は、従来の「中期防衛力整備計画」に代えて、向こうおおむね 10 年後までを見据えた防衛力強化のための計画となっている。

平和・安全保障研究所は、2018 年 7 月の政策提言「新たな安全保障戦略―高まる脅威と不透明な国際環境に立ち向かう―」に続き、2022 年 7 月にも新たな政策提言「危機に抗して国家の総合力を発揮できる安全保障戦略―大国間競争の最前線における日本の選択―」を取りまとめて公表した。いずれも 2013 年の「国家安全保障戦略」の改定を提言したものである。

この度ようやく政府は「国家安全保障戦略」を全面的に改定するとともに、国の防衛体制の抜本的強化に乗り出したが、複雑で多岐にわたるその内容を理解することは必ずしも容易ではない。かと言って、上記の当研究所政策提言に照らして政府の決定の「成績表」をつくることが、必ずしも政府のとり政策の理解に資することにはなるとも考えられない。

そこで、当研究所としては、研究委員、2022 年 7 月の政策提言に関与した提言委員及び当研究所研究員に今回の安保 3 文書についての簡潔なコメントを依頼し、政府の決定について様々な視点から分析・評価を行うこととした。本レポートは、12 月 25 日までに寄せられた有志計 19 名のコメントを、便宜上、執筆者名の 50 音順に掲載したものである。

各論考はいずれも執筆者個人のものであり、当研究所としての見解を表すものではない。また、閣議決定から 10 日未満の短期間の間に執筆されたものであり、かつ、事前に認識の一致を図ったわけでもないので、表記方法なども含めあえて厳格に統一することはしなかった。できるだけ早く公開することを優先させたので、読者の皆様のご理解をいただきたい。

各執筆者が取り上げた論点は様々である。今回の政府の決定について総じて前向きな評価が多かったが、そのような中でも幾つもの重要な課題が浮彫りになっている。

年末のお忙しい中、急なお願いにもかかわらず快くコメント執筆を引き受けて下さったすべての皆様に深く感謝の意を表したい。研究所側で字数を限定したために十分に論旨を展開し切れなかった方々には申し訳ないが、簡潔なものにすることができた分だけ明確なメッセージになったものとする。

このレポートが今後の日本の安全保障論議に貢献することを期待したい。

2022 年 12 月 26 日
平和・安全保障研究所
理事長 徳地秀士

目 次

1 研究委員・政策提言委員による分析・評価

反撃能力は必須 （浅田正彦）	・・・ 1
日本の安保政策の転換に対する中国の対応：苦渋の中の穏健さ （浅野亮）	・・・ 2
防衛力は「何が必要とされているのか」と向き合う時代へ （神谷万丈）	・・・ 3
安保3文書と専守防衛 （河野克俊）	・・・ 4
インド太平洋の国際関係の変容と日本の「国家安全保障戦略」の含意 （菊池努）	・・・ 5
「国家安全保障戦略」における「インド太平洋」地域戦略への課題 （古賀慶）	・・・ 7
日韓・日米韓の連携強化を （阪田恭代）	・・・ 9
新戦略の成果は「人的基盤」が鍵を握る （武田正徳）	・・・ 10
力強い言葉を裏付ける実行を、着実に持続的に透明に （徳地秀士）	・・・ 12
反撃能力は画期的、しかし新たな課題も （西原正）	・・・ 14
「国家安全保障戦略」とロシア （袴田茂樹）	・・・ 15
歴史を画する戦略文書 （畠山圭一）	・・・ 17
「国家安全保障戦略」と中国・台湾 （福田円）	・・・ 18
大戦略の欠如と各論充実の危うさ （松村昌廣）	・・・ 19
中国・台湾をめぐる安保3文書の評価 （三船恵美）	・・・ 20
安全保障の覚悟と常識 （村井友秀）	・・・ 21

安保 3 文書が出した宿題（渡辺紫乃）	・ ・ ・	22
---------------------	-------	----

2 研究員による分析・評価

普遍的に共有されない普遍的価値を掲げる困難を考える（秋元悠）	・ ・ ・	23
--------------------------------	-------	----

防衛力整備に対する期待と不安（大野知之）	・ ・ ・	24
----------------------	-------	----

反撃能力は必須

浅田正彦研究委員
(同志社大学教授)

「汝平和を欲さば、戦への備えをせよ (si vis pacem, para bellum)」というラテン語がある。平和を望むならば軍事力による裏付けが必要だ、ということであろう。古代ローマの『軍事論』に起源をもつといわれるこの警句は、今日、日本が置かれている安全保障環境を見事に表わし、意味深である。

「国家安全保障戦略」も指摘するように、ウクライナにおけるような事態が、今後、日本の位置する東アジアにおいて発生する可能性を否定することはできない。安全保障環境の悪化は、この地域においても際立っており、近い将来、更に深刻さを増す可能性もある。

第1に、北朝鮮は、最近、かつてない頻度で、変則軌道などの新たな態様を含め、弾道ミサイルの発射実験を繰り返しており、その能力を格段に増強させつつある。中国もまた、8月のペロシ下院議長の訪台を機に、台湾の近海に向けてミサイル発射を繰り返した（一部は日本のEEZ内にも着弾）。米国防総省によると、中国は、日本を射程に収めるものも含め、射程500～5500kmの中距離・準中距離の地上配備型弾道・巡航ミサイルを1250基以上保有しているといわれる。これに対して、米国による同等のミサイルの保有は、1987年のINF条約の履行によってゼロである（ただし、2019年に条約から脱退し新規開発中）。

第2に、飛来する弾道ミサイルに対する日本の防衛態勢も万全ではない。現在の態勢は、イージス艦の迎撃ミサイルSM3と地上配備の迎撃ミサイルPAC3による迎撃態勢であるが、2020年6月に、「24時間・365日、切れ目なく、長期にわたって」日本を守る柱になるとされたイージス・アショアの配備計画が白紙撤回されており、心許ない限りである。

第3に、2月に発生したウクライナ戦争は、ミサイル防衛がいかに困難であり、100%のミサイル防衛が保証されない限り起こりうる現実をまざまざと見せつけている。

こうした事実からすれば、ミサイル防衛という手段だけで弾道ミサイルの脅威に対応するのは不可能であり、反撃能力の保有は必須であった。それは文字通りの反撃や攻撃抑止のためのみならず、東アジアにおける将来のミサイル軍備管理・軍縮交渉との関係においても必須であった。削減の対象となるべき兵器を持たない国が、「私の国にはないけれども、あなたの国のミサイルを廃棄してくれませんか」とお願いして、「はい、わかりました」と答える国などないからである。

日本の安保政策の転換に対する中国の対応：苦渋の中の穏健さ

浅野亮研究委員
(同志社大学教授)

2022年12月16日の新「国家安全保障戦略」等の閣議決定後、中国側の反応は控えめで、『環球時報』の社説は日本を批判したが、ほとんど転載されず、おおよそ外交部スポークスマンの発言や駐日中国大使館の談話発表にとどまっていた。空母「遼寧」など、中国海軍の艦艇の動きは日本近海で活発になったが、報道は地味であった。

中国の抑制的態度は、指導部の主要な関心が経済にあったからであろう。12月6日の中央政治局会議では2023年の諸政策の焦点として経済が取り上げられた。16日には中央経済工作会议が開かれ、習近平や李克強首相のほか、中央政治局常務委員たちも参加して、重みづけが図られていた。

しかし、ゼロコロナ政策の転換後、急速な感染拡大が起こり、経済がすぐに回復するわけではない。中国経済の減速がこのまま続けば、アメリカを追い抜くことは2030年代中頃以後になっても困難であるとの予測が日本でも出ている。中国の政策立案者による経済予測もほぼ同じ結論であろう。動員された経済専門家たちはことさら楽観的見通しを強調したが、インフレなどの挑戦的課題への言及も忘れてはいない。『人民日報』(12月19日)は安定の重要性を力説した。

10月の党大会以後、新指導部はこの新たな困難を織り込んだ対外政策を策定しなければならない。新任の習近平派幹部たちは国政経験が不足と言われ、留任の王滬寧は宣伝や台湾問題でまだ手一杯のようであるし、中央政治局には王毅以外に外交通はおらず、新任の中央軍事委員会副主席の何衛東は二階級特進で足場が弱く、新たな首相、外相と国防相の選出は2023年3月の全人代まで待たなければならない。

一方、中国はウクライナに侵攻したロシアと同一視されたくない。中国はアメリカに二次制裁を課されることを懸念してきた。日本を批判してアメリカ側に追いやると、アメリカのアジア関与をさらに強めてしまい、長期減速中の中国経済にもマイナスとなる。外交の素人の習近平派で固まった新指導部の中で、中国外交の最高責任者となった王毅は、強硬な対日外交を軽率に進めないよう進言したに違いない。

対日政策を含む対外政策方針が改訂されるとしても定着するのはまだ先のことであろう。イデオロギーと愛国主義を重視する一方、パワーバランスの感覚がないわけではない習近平が、強硬な「大国外交」の看板を下さずに穏健な「韜光養晦」を部分的にせよ復活するかどうか、目が離せない。

防衛力は「何が必要とされているのか」と向き合う時代へ

神谷万丈研究委員
(防衛大学校教授)

日本の防衛力をめぐるこれまでの議論では、ともすれば、国が置かれている状況の下で何が必要とされるべきなのかを考えるよりも先に、専守防衛の基本方針などとの関係で何をすべきかはできないのか問題にされがちだった。そのため、必要性はあるのに見送られてきた施策も少なくない。しかし、今回策定された安保3文書はそうした思考パターンから脱却し、ロシアのウクライナ侵略、中国の力による国益追求、北朝鮮の脅威の高まりなどによって日本が「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境」に直面する中で、日本と、そしてインド太平洋地域を中心とする国際的な平和のために必要な防衛力のあり方と正面から向き合う姿勢を鮮明にしている点が画期的だ。

国内外の耳目を集めている反撃能力の保有も、そうした発想の大転換があって初めて可能になったものだ。むろん、何が本当に必要なのかについての精査が伴わなければならないことは言うまでもないが、今回の3文書が、日本の防衛力を「何が必要とされているのか」に基づいて構想する時代の嚆矢となることを望みたい。

安保 3 文書と専守防衛

河野克俊政策提言委員
(平和・安全保障研究所評議員
元統合幕僚長)

12 月 16 日にいわゆる安保 3 文書が公表された。

注目すべきは、やはり「反撃能力」の保有であろう。「反撃能力」という言葉を使っているが、自衛隊が敵領土への攻撃力を持つことに初めて踏み込んだということだ。これは自衛隊のみならず戦後日本の歴史にとって大きな一歩と言える。これまでは「矛」の役割は米軍に任せ、自衛隊は「盾」に徹してきた。日米同盟は「盾」と「矛」の関係と言われる所以である。しかし、日本がミサイル攻撃の脅威にさらされ、敵基地を攻撃してもらいたいというタイミングで米国が攻撃してくれる保障はない。米国には米国の戦術上の都合もある。その場合、我が国が攻撃力を保有していなければお手上げと言うことになる。

反撃能力の行使は当然、日米共同のオペレーションになる。日本は長射程のミサイルを持つことになるが、それだけでは完結しない。目標情報の把握や打撃効果の判定などが必要だが、その部分の能力は不十分だ。米軍との密接な連携がカギを握る。「盾」も「矛」も日米共同の時代に入ったということだ。

「統合司令部」の常設も決まった。これまでは弾道ミサイル発射、離島防衛、大規模災害等が起きるたびに統合任務部隊を編成し、指揮官もその都度任命されていた。それよりも、指揮官、スタッフ同士が常に顔を突き合わせて統合作戦を練る態勢の方が効率は高まるし、より効果的な統合オペレーションを行えるだろう。

あえて言うなら「専守防衛」の考え方が維持されている点をどう考えるかだ。「専守防衛」とは「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢」というものである。憲法第 9 条にあるとおり日本が国際紛争を解決する手段として国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使をしないことは当然だが、攻められた後の戦術面にまで制約を課するのはどうなのか。現行憲法でさえそこまでは要求していないと思う。反撃能力に踏み込んだこの機会に「専守防衛」の概念整理にも踏み込んでほしかった。

インド太平洋の国際関係の変容と日本の「国家安全保障戦略」の含意

菊池努研究委員

(青山学院大学名誉教授)

先般日本政府が発表した「国家安全保障戦略」は、インド太平洋の国際秩序が今後多元的なものに変化することを見据えた日本の対応の一環と見ることができる。その核心は、日本という国家の強靱性の強化である。

米中関係がインド太平洋の将来の国際秩序を決定する主要因であるとの国際問題専門家の主張に反して、この地域は今、多元的な地域秩序への移行期にあり、この地域の米中以外の多様な国家群も地域秩序の形成と維持に重要な役割を果たすことになるであろう。我々の課題は、軍事衝突などの混乱なしにこの移行を管理することである。その鍵は、地域諸国の国家の強靱性をさらに高める努力にある。

米中対立の激化とともに、米中関係を中心としたインド太平洋秩序のシナリオが提示されている。中国中心の階層的秩序の形成や、米中がそれぞれブロックを形成し両ブロックが衝突する「冷戦」シナリオなどが議論されている。どちらのシナリオが実現するかは、米中の相互作用で決まり、他国の役割は限定的である。地域諸国には外交的な駆け引きの余地はほとんどなく、彼らは米中関係の進展に翻弄される運命にある。

しかし、この地域の歴史と現実を見ると、違った国際関係の図式が見える。この地域が直面する課題を単純化し、米中関係のみに焦点を当てることは、この地域の国際関係の実態に合致しない政策を採択する危険がある。

過去数十年間、特に冷戦の終結以降のこの地域の国際関係の特徴は、数多くの国が国力を增強し国家体制を整備し、国家の強靱性を高めたことである。この地域には、すでに近代化に成功した日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国などの先進民主主義国家がある。また、インドネシア、ベトナム、シンガポールなどの ASEAN 諸国は、数十年にわたる経済発展、国家統治構造の強化、ナショナリズムに支えられ、直面する内外の課題に取り組む能力を身に付けてきた。様々な内的課題を抱えながらも、東南アジア諸国は ASEAN という地域組織を通じて、大国との関係を管理する外交技術を蓄積してきた。かつて南アジアの内向きの巨人であったインドは、地域的・国際的な役割を拡大し、地域の主要なパワーと安全保障の提供者となる道を歩み始めている。インド太平洋諸国はもはや、米中の権力政治を傍観するだけの弱い存在ではない。

これらの国々の多くは、冷戦時代に大国間の緊張が高まる中で国家建設に取り組んできた。彼らは、長く苦しい闘いの末に獲得した独立と自治を奪いかねない米中主導の秩序に抵抗している。これらの国々は、「大国の間で選択を迫られたくない」という一見消極的な言説の一方で、自らの対外行動の自由を確保しようと、域内・域外の国々と二国間・三国間の様々な経済・政治・安全保障上のパートナーシップを積極的に推進している。その狙いは、

経済的基盤の充実から防衛力の整備に至る、自国の強靱性の強化である。

ナショナリズム（主権、独立、自主自立に対する強い意識）に支えられた強靱性の強化によって、インド太平洋諸国は地域秩序を維持・強化する重要なプレーヤーになりうる。その結果、インド太平洋秩序は、米中関係を超えて、多様な国家が地域秩序の維持に役割を果たす、多元的なものに変化するであろう。実際、その萌芽はすでに表れている。先般インドネシアで開催された G20 での合意形成にあたってインドネシアとインドが果たした調整能力はインド太平洋の今後を考える際に示唆的である。

国家の強靱性の強化を求められているという点では日本も例外ではない。近年日本は、集団的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更、安保法制の制定から経済安全保障、サプライ・チェーンの安定、先端技術開発支援など、国家の強靱性強化に努めてきた。防衛力の大幅な整備を含む新たな「国家安全保障戦略」の採択は、そうした近年の取り組みの一環であろう。それはインド太平洋の国際関係の動向を踏まえた、時機にかなった適切なものである。

「国家安全保障戦略」における「インド太平洋」地域戦略への課題

古賀慶研究委員
(南洋理工大学准教授)

現在、ロシアのウクライナ侵攻、中国の軍事的・経済的影響力の拡大、北朝鮮の核・ミサイル開発の進展など国際安全保障環境が目まぐるしく変化していることを背景に、2022年12月16日に「安全保障関連3文書」が閣議決定された。2013年に初めて国家安全保障戦略が作成されて以降、約9年もの間、改定がなされなかったことを考えると、待望の文書であったことは論を待たない。反撃能力や対偽情報政策といった軍事・非軍事分野における能力構築を含め、将来の防衛体制のビジョンを示したことは評価に値する。

他方、最上位の政策文書とされる「国家安全保障戦略」において、地域戦略が欠けていたことは残念である。特に、「インド太平洋」地域は、安倍政権時より日本の地域戦略の焦点とされ、今回も「グローバルなパワーの重心が、我が国が位置するインド太平洋に移る」と述べられている。日本のインド太平洋地域の地理的概念は、かねてから太平洋とインド洋に及び、アフリカ、中東、中央アジア、南アジア、東南アジア、北東アジア、オセアニア、南太平洋諸島といった多くのサブリージョンが含まれているが、それら地域への戦略姿勢、優先順位、リソース配分はこの中に記されていないのである。

もちろん、「インド太平洋地域における安全保障環境の概観」では、中国、ロシア、北朝鮮からの軍事的な脅威や挑戦を中心に論が展開されており、北東アジアへの優先順位が高いことは明確だ。しかし、「国家安全保障戦略」は軍事に加え、価値外交や経済政策などの包括的な視点を含めた文書であり、その戦略をもって各地域にいかに関与していくかが重要であるはずだ。日本は2016年より「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)を掲げているが、今回の戦略文書において、日本がどのサブリージョンにおいてどれだけの資源を投資し、何を達成しようとしているのかという点が不明なままである。

特に、日本がFOIPの中で重要地域として位置付けてきた東南アジアへの言及がない。東アジア地域の多国間制度の中核でもあるASEANに触れた記述は、「同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく」というASEANメンバー国を指しているもののみで、実質ゼロである。ASEAN中心性や一体性といったFOIPの文脈で必ず述べられてきた記述もない。むしろ、「国家防衛戦略」の方が、1パラグラフを割き、防衛面や外交面における協力を効率よくまとめている。日本の安全保障戦略は「普遍的価値」の推進を掲げているにも関わらず、東アジアにおける地域規範構築の重要な柱であるASEANに関する政策が出されていないのでは、その内容がどのようなものであれ、戦略の「方法」と「手段」を述べていないことになる。

「戦略」の原則は、いかに限られた資源を振り分け、優先順位を組み立てていくかにより、地域戦略は重要である。米国の「国家安全保障戦略」はしばしば優先順位が不明確であると

批判されるが、同文書では各地域における戦略の明確化がされており、その優先順位が窺える。この点については、2023 年春に発表予定の「平和のための『自由で開かれたインド太平洋』プラン」にて、各地域へのコミットメントや優先課題を提示することを期待したい。

日韓・日米韓の連携強化を

阪田恭代研究委員
(神田外語大学教授)

日本のインド太平洋(FOIP)戦略のパートナーとして日米韓や韓国が明記されたことは歓迎すべき点である。11月のASEAN会議において韓国の尹大統領がインド太平洋指針を発表し、公式の日韓首脳会談が開催され、岸田首相・尹大統領が「包摂的で、強靱で、安全な、自由で開かれたインド太平洋の追求において、取組を連携させていく」ことを確認したことが反映されている。一歩前進だ。

他方、「我が国の周辺国・地域」との外交・領土問題を含む「諸懸案の解決に向けた取り組みの強化」の中で、中国・台湾、ロシアと共に、朝鮮半島問題の中で韓国との関係が明記されたことは日韓関係の複雑さを表している。尹政権としては領土問題について韓国の立場を表明しつつ、竹島（韓国名：独島）をめぐる防衛訓練を非公開にするなど一定の配慮をしている。「極めて重要な隣国」と位置づけられた韓国と「日韓・日米韓の戦略的連携を強化」していくために、尹政権と引き続き、対話を重ね、協力を模索していくべきである。

日韓・日米韓は軍事から経済安保に至る様々な課題で「自由で開かれた国際秩序」のために協力しなければならないが、その中でも喫緊の課題が「一層重大かつ差し迫った脅威」と位置づけられた北朝鮮の核・ミサイル計画に対する抑止・防衛力の強化である。その中で日本が決断した「反撃能力」の確保について韓国でも極めて高い関心が示されている。国内の反発の中、尹政権は日本の立場にも配慮しつつ、日米韓安保協力の枠内で議論が可能と慎重に反応している。日本としても、韓国の三軸体系、即ち北朝鮮の核・ミサイルに対応するためのキルチェーン（発射の兆候の探知と先制攻撃）、（発射後の）迎撃・防衛、指導部などへの報復攻撃がどのように運用されるのかについて理解を深めたいであろう。ならば、かつて行われた「日米防衛協力のための指針」をめぐる戦略対話のように、日米・米韓の同盟間協力の観点から拡大抑止と反撃能力をめぐる対話と協議を進めるべきである。

新戦略の成果は「人的基盤」が鍵を握る

武田正徳政策提言委員
(平和・安全保障研究所常務理事
事務局長)

12月16日に閣議決定された安保3文書は、反撃能力の行使などを含む画期的な内容であり、日本の防衛政策の大転換を意味し大いに評価したい。今回の決定は、2015年に集団的自衛権の限定行使を容認した安保法制を成立させた当時ほど世論の反論は少なく、国民は安保3文書を肯定的に受け止めているようである。それは、独立国家であるウクライナを核保有国で国連の常任理事国でもあるロシアがあからさまに侵略するという、戦後の安全保障秩序を根底から覆す事象を目の当たりにした国民に危機意識が共有されたからに他ならない。

「国家安全保障戦略」を概観すれば、経済的軍事的に台頭する中国に対して、依然として超大国の地位を保ちながらも相対的な能力が低下する米国とともに、西側諸国等が結束して安全保障上の抑制力を保持してその挑戦を阻止し、安定した国際環境を能動的に創出して脅威の出現を未然に防ぐという考え方である。そのため日本は、「スタンド・オフ防衛能力」以下7項目に及ぶ新たな能力を保有して防衛力の抜本的強化に努めるとするものである。

しかしながら、「防衛力整備計画」の「組織定員の最適化」において、2027年まで自衛官定数を増加させないことが明記されているのは疑問である。現状においても厳しい隊務の遂行を余儀なくされているなかで、約24.7万人の自衛官定数を増加させることなく、新たな機能を付加するためには、従来機能を削減するか量的削減がなければ不可能であるがその説明はない。また、「組織定員の最適化」において、海・空自衛隊の増員所要に対応するため陸上自衛隊の定員2,000名を振り替えることとなり、併せて即応予備自衛官8,000名が廃止されることから、陸上自衛隊の定員は、常備自衛官定数15.1万人+即応予備自衛官員数0.8万人の15.9万人の体制から、常備自衛官14.9万人の体制に1万人減員することとなった。南西地域における海上優勢・航空優勢の獲得は重要であるが、「国境はブーツ・オン・グラウンド」であることはウクライナ戦争が証明している。

国防の中核である自衛隊における人的基盤の摩滅は深刻である。防衛政策に対する国民の理解や予算が確保できたとしても、現場で運用する自衛官がいなければ絵に描いた餅である。自衛隊が担う任務や領域の拡大に伴い定員を増加しようとしても、採用数を確保できないという問題である。18歳人口が100万人を下回る日本の現状において、現行制度のままで毎年約1万人に及ぶ入隊希望者を募るのは限界と言わざるを得ない。安保3文書においても、それぞれ人的基盤について記述されており取り組む意欲は感じられものの、①採用取り組みの強化②予備自衛官の活用③人材の有効活用など小手先の施策としか思えない。

国家が「戦って死ぬリスク」を要求する自衛官に対し、他の公務員と同等レベルの身分・栄典・処遇・慰霊顕彰の態様等で自衛官志願者を確保できないのは当然である。平和・安全保障研究所では、①自衛官の人員増強および恩給制度等により処遇を抜本的に改善せよ。②予備自衛官に対する処遇を抜本的に改善するとともに、訓練に出頭させる雇用企業を優遇し、予備自衛官を現役自衛官数程度まで増強せよと 2022 年の政策提言の中で提案した。「防衛力整備計画」において人的基盤の強化策として、「諸外国軍人の給与制度等を調査し、今後の自衛官の給与等の在り方について検討する」との記述もあり、今後の財政措置を伴う抜本的な改善を期待したい。

力強い言葉を裏付ける実行を、着実に持続的に透明に

徳地秀士研究委員・政策提言委員
(平和・安全保障研究所理事長)

新「国家安全保障戦略」等の3閣議決定は、厳しい国際環境に対応するため高い目標を設定し、かつそれを早期に達成しようとする意気込みを感じさせる。

ただし、大胆な言葉が並ぶのは2018年の「防衛計画の大綱」と同じであり、これが本当に「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するもの」となるか否かは、今後の実行如何である。今の動きが、ウクライナ戦争を受けた一時的熱狂に終わってはならない。従来の遅れを取り戻した上で新たな能力を発揮するには相当の期間を要するから、防衛力の抜本的な強化には持続的な努力が欠かせない。

「安全保障」は本来軍事のみならず広汎な分野を含むが、優先度の高い政策課題をむやみに「安全保障」の名の下に一括りにすると、それは「安全保障」を空虚な政治的スローガンにするだけで、日本の安全は決して確保されない。それだけに今回の決定の内容と計画の進捗について、国民に対して透明度を高める必要がある。さもないと、「国民が我が国の安全保障政策に自発的かつ主体的に参画できる」ようにはならない。

個別論点については次の3点を指摘したい。

第1に、「国家安全保障戦略」にあるとおり「様々な態様・段階の危機にも切れ目なく的確に対処できるようにする」ためには、既存の枠組みにとらわれず、法改正も厭わず自衛隊、海上保安庁、警察等の間の連携を強化する必要がある。「国家安全保障戦略」の中で日本の安全保障における海上保安庁の役割を評価しているのは前進だが、「有事の際の防衛大臣による海上保安庁の統制」の問題を掘り下げても「グレーゾーン事態が恒常的に生起している現在の安全保障環境」に対応できない。「防衛力整備計画」に「防衛力を支える要素」として「海上保安庁との連携・協力の強化」を掲げたのも評価できるが、問題はむしろ海上保安庁の文化である。法執行機関という立場に固執する余り自衛隊や米軍との連携に消極的な姿勢は早急に解消されるべきである。

第2は、「人的基盤」を強化する必要性である。少子化の急激な進行の中で自衛隊がその能力を抜本的に強化するためには、人材の確保・育成は従来以上に重要である。人は磨けば磨くほど能力を増す資産であり、組織の基盤としての重要性は変わらない。

募集、再就職支援、家族支援こそ政府全体の取り組みが必須となるが、「国家安全保障戦略」と「国家防衛戦略」を見てもその意気込みが伝わってこない。命と引き換えの職務遂行を求められる自衛官の確保は従来の延長線上の努力では不可能である。「防衛力整備計画」は地方公共団体、関係団体等との連携にも言及しているが、国全体として自衛隊の人材確保のための大きな枠組みをつくるべきであり、大胆な変革を求めたい。

最後に、日米同盟の再定義も必要である。「国家安全保障戦略」冒頭にあるとおり、国際

社会は時代を画する変化に直面している。そのような中で自衛隊だけでなく国家安全保障のための日本の総合力が強化される。米国も統合抑止の考え方の下、その態勢が強化される。とすれば、両国の新たな戦略を踏まえ、日米間で同盟を再定義して新たな役割分担と協力関係の枠組みをつくり同盟を強化すべきである。それは「日米防衛協力のための指針」を改定するか否かという問題に限定せず柔軟に行うべきである。

反撃能力は画期的、しかし新たな問題も

西原正政策提言委員
(平和・安全保障研究所副会長)

新しい「国家安全保障戦略」は、日本の外交・防衛戦略として反撃能力を保持することを決定した。日本がこれまで言ってきた抑止能力を抜本的に高めるための画期的な決定であった。こうして敵性国とは力のバランスを維持することで紛争を避ける安定的な関係を保つことができることが期待される。また日本が反撃能力を持つことによって、より健全な日米同盟やオーストラリアや韓国などの準同盟国との良好な関係を維持することが出来る。具体的には、今後 10 年間に巡航ミサイル「トマホーク」などの外国製ミサイルや 12 式地对艦誘導弾の射程延伸、極超音速誘導弾、高速滑空弾などの国産ミサイル導入が検討される。日本としても、サイバー、情報などの総合的防衛力の強化を進める機会となる。

しかし問題も多い。

第 1 に、反撃能力の保持は日中間、日露間、そして日朝間に新たな対立を生むであろう。新しい反撃能力は中、露、北朝鮮の脅威を見越したものであるとしても、日本は反撃能力とともに防御態勢を一層強化する必要がある。その際、米国の支援が必要になるが、日本のために米国が犠牲になるかもしれない戦闘の場合に米国が参戦するだろうか。さらに、ウクライナ戦争に見られるような長期の継戦能力に必要な兵器の調達が可能だろうか。防衛産業の早期拡充体制を作ることが必要となるが、それらを早期に実現することは可能だろうか。

第 2 に、日本の反撃能力保持は憲法第 9 条に反するとする強い国内勢力の見解にも対応しなければならない。

第 3 に、戦況がエスカレートした場合、敵は核兵器を使用しないとしても核兵器で威嚇するかもしれない。専守防衛を保持する日本は、その段階で核兵器の発射を食い止めることはできないであろう。

第 4 に、対立が激化した場合、自衛隊員としての適齢人口が減少している日本は自衛隊員を補充することができるのだろうか。

これらの問題に対処する準備が必要である。

「国家安全保障戦略」とロシア

袴田茂樹研究委員

(平和・安全保障研究所評議員)

青山学院大学名誉教授)

12月16日に閣議決定された安保3文書のうち、「国家安全保障戦略」について簡単にコメントしたい。

ロシアのウクライナ侵略が続いている。21世紀においても、世界の安定に最大の責任を負う筈の国連安保理常任理事国が隣国に武力攻撃を行い、欧・米・日とロシアが真っ向から対立するという事態が生じ、平和ボケしていた日本国民も強い衝撃を受けた。最近の世論調査では、日本の経済状況が厳しいにもかかわらず、防衛予算の増額に国民の半数以上が賛成し、「反撃能力」の保有にも65%の国民が賛成している(『日本経済新聞』2022年11月世論調査他)。これは当たり前のことだが、皮肉な言い方をすれば、日本国民が当たり前の国民になったのは、「プーチンのお蔭」とも言える。ウクライナ国民の果敢な対応も日本人の目を覚まさせた。

2013年の初の「国家安全保障戦略」以来、最初の改定であるが、日本周辺国で安全保障の焦点となる中、露、北朝鮮に関する記述で最も大きな変化があったのは、当然のことながら露だ。前「国家安全保障戦略」ではロシアに関して次のように述べられていた。

「安全保障及びエネルギー分野を始めあらゆる分野でロシアとの協力を進め、日露関係を全体として高めて行く」

今回の「国家安全保障戦略」では、次のように記述されている。

「ロシアの自国の安全保障上の目的達成のために軍事力に訴える姿勢は顕著である。…近年は、我が国周辺で中露両国の艦艇による共同航行や爆撃機による共同飛行等の共同演習・訓練を積極的に実施するなど、軍事面での連携が強化されている。…我が国を含むインド太平洋地域におけるロシアの対外的な活動、軍事動向等は、中国との戦略的な連携と相まって安全保障上の強い懸念である。」

この事態を国際基準で認識するために、日本やウクライナと同じく、ロシアに領土を侵されている旧ソ連諸国の一つであるモルドバの2005年当時の大統領が述べた言葉を以下紹介する。ちなみにモルドバは、自国の沿ドニエストル地域を露に占領されて今日に至っている。

「モルドバは、たとえロシアのガスを失っても、またロシアのワイン市場を失っても、沿ドニエストルに関して譲歩はしない。我々はたとえロシアのガスがなくても、震えながら冬を過ごす覚悟が出来ているし、決して降伏はしない。モルドバはその代価がいかに高くつこうとも、自らの領土保全、主権、自由を犠牲にはしない。」

国際社会では、ある国が国家の主権と独立や領土を他国に侵されている場合、残念ながら何処にも痛みの出ない形で友好的な話し合いにより解決するということはある得ない。モ

ルドバの今日の大統領も、エネルギーゆえに露に譲歩することを拒否している。

歴史を画する戦略文書

畠山圭一研究委員
(学習院女子大学教授)

国際情勢は常に流動する現実であり、安全保障論議は原則論や主義主張に呪縛されてはならない。2015 年の「平和安全法制」以来、そうした呪縛から次第に解き放たれてきた我が国の安全保障論議は、この度の戦略 3 文書によって、いっそう堅実で現実的なものになったといえる。その意味では、歴史を画する文書として後世に評価されるであろう。

いずれの文書も観念的記述を避け、かなり踏み込んだ具体論が展開されている。

そこには、強硬姿勢を強める中国の対外姿勢と軍事動向、急速に進む北朝鮮のミサイル技術・運用能力の強化、ロシアのウクライナに対する軍事力行使といった厳然たる事実を前に、我が国を取り巻く情勢の厳しさをもはや誰もが否定できないとの現状認識と、「防衛力の抜本的強化」が避けがたいとの冷静な判断がある。

注目すべき点を例に挙げれば、第 1 は、「国家安全保障戦略」が「中国が力による一方的な現状変更の試みを拡大していること」に「強く反対し、そのような行為を行わないことを強く求め、冷静かつ毅然として対応する」と明記し、「国家防衛戦略」が「現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等」を「我が国と国際社会の深刻な懸念事項」と述べ、「国際秩序への挑戦を試みている」と断言している点である。

第 2 は、日本の防衛力について、「国家安全保障戦略」が「我が国の安全保障を確保する最終的な担保であり、我が国を守り抜く意思と能力を表すもの」「この機能は他の手段では代替できない」「我が国に脅威が及ぶ場合には、(防衛力で)これを阻止し、排除する」と記し、「国家防衛戦略」では「一方的な現状変更を許容しない安全保障を創出する」「防衛力を抜本的に強化するとともに、国家全体の防衛体制を強化する」としたうえで、「我が国を守り抜くのは我が国自身の努力にかかっている」と確認している主体的姿勢である。

そのほか、「防衛力の抜本的強化」について、「国家防衛戦略」が「我が国自体への侵攻を我が国が主たる責任をもって阻止・排除しうる能力でなくてはならない」と説明し、3 文書に、侵攻阻止の手段として「スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力」が明記されたことも画期的である。

課題は、取り組み方針の迅速な実効化だが、抗堪性と継戦能力の飛躍的向上は死活的に重要である。また、緊迫する周辺情勢に関する国民への情報提供(広報)の強化も忘れてはならない重要課題である。

「国家安全保障戦略」と中国・台湾

福田円研究委員
(法政大学教授)

日本を取り巻く安全保障環境のうち、旧「国家安全保障戦略」制定以来の約9年間における最も大きな変化は、中国の軍事力増強と周辺地域での現状変更の試み、そしてその結果として顕在化した台湾海峡情勢の不安定化であろう。実際、各種報道によれば、中国の脅威をどのように表現するのかは、「戦略」改定過程における争点の一つであったようだ。旧「戦略」において、中国の対外姿勢や軍事動向は「国際社会の懸念事項」に過ぎず、台湾海峡情勢は「安定化の動きと潜在的な不安定性が併存している」とされた。しかし、新「戦略」において、中国は「深刻な懸念事項」であり、「最大の戦略的挑戦」でもあると表現され、台湾海峡情勢に関しても「国際社会全体において急速に懸念が高まっている」とされた。ただし、改定過程において俎上に載ったとされる「脅威」という表現は見送られたこと、新「戦略」が中国との信頼醸成や意思疎通の強化を重視し、台湾に関して1972年の日中共同声明以来の「基本的な立場に変更はない」と明言している点についても留意が必要である。特に、中国やアジアの周辺諸国に対して、日本は危機感と対話姿勢のバランスに配慮した説明を積極的に行う必要がある。

「国家安全保障戦略」の「戦略的なアプローチ」の中で、中国が最大の関心を持つのは、中国の脅威を念頭に反撃能力の保有を謳っている点であろう。そして、日本における「台湾有事」をめぐる議論への懸念とも相俟って、台湾海峡において戦闘が行われる場合にこの反撃能力がいかに関動されるのかについて、様々な推測がなされるであろう。新「戦略」によれば、反撃能力は「武力行使の三要件」に基づき「必要最小限度の自衛の措置として」発動され、その運用は日米安全保障条約体制を前提としている。つまり、この「戦略」は従来の日本の台湾海峡への関与を拡大するものではないが、日本が反撃能力を持つことによって、中国が日本の自衛権発動を招くようなかたちで台湾への武力行使を行うことのコストを引き上げるものであると言える。また、反撃能力はあくまでも抑止力の強化に主眼を置き、先制攻撃には発展し得ないということは、「戦略」にも明記されている。国際社会に対してこれらのことを論理的に説明する外交努力も重要となるであろう。

大戦略の欠如と各論充実の危うさ

松村昌廣研究委員
(桃山学院大学教授)

安保 3 文書は大幅な軍事力強化と実現すべき装備取得・組織改編の方針を概括的に示したという点で、画期的だとは言える。しかし、大戦略がないため、充実した各論をホッチキスで一纏めに綴じた感が強く、大学の成績風に言えば、「国家安全保障戦略」が「可」の下、「国家防衛戦略」と「防衛力整備計画」が「可」の上、というところだろう。

「国家安全保障戦略」は米国のリベラル覇権戦略が破綻し、その凋落が不可逆であるにも拘わらず、その過酷な現実から目を逸らし、いつまでもリベラリズムの夢を語り続けている。急速に凋落するグローバル覇権国（米国）に従来のように依存できず、ますます敵対的になる強力な地域覇権志向国（中国）に対峙するため、選んだ道は日米同盟を強化しつつ、積極防衛型の非核・軍事準大国になることであった。しかし、そうした 2 つの超大国に挟まれて選ぶべきは、軍事大国への道であろう。実際、防衛費の支出目標額で見れば、日本は世界第 3～4 位の立派な軍事大国になる。

つまり、「国家安全保障戦略」は「積極的平和主義」に代表される、従来からの様々なイデオロギー的な呪縛の払拭を謳わず、むしろそれを抱擁する「大人の判断」を下したが、準軍事大国へ舵を切ったことさえも明言できていない。また、軍事、外交、経済その他の諸分野の総合するために不可欠である、恒久的平時体制の下での平和主義国家から安全保障優先国家への転換の必要性にも言及できていない。

「国家防衛戦略」と「防衛力整備計画」による政策の方向性や「買い物リスト」や新組織設置は評価できるが、実現性は低い。政策目標は従来、防衛費の制約のため実現できなかった諸案を一斉に羅列したに過ぎない。しかも、ますます深刻になる少子高齢化の中、陸自の思い切った縮小再編成をせず、必要な要員を如何に捻出するというのか。例えば、米海兵隊は兵力 18 万人・3 師団であるのに、陸自は兵力 14 万人・15 師団/旅団である。

確かに、安保 3 文書が大幅な軍事力増強を打ち出した点は画期的であるが、地政学的リスクの認識と対処方針が甘く、それに取り組む覚悟に欠ける。また、準軍事大国を選択したにもかかわらず、そのことを明示・説明できていない。それでは、効果は良くても低く、最悪、マイナスになる虞がある。要するに、国益を直視した大戦略の構想が欠如しているのである。

中国・台湾をめぐる安保3文書の評価

三船恵美研究委員
(駒澤大学教授)

安保3文書をめぐり、メディアでは「歴史的な大転換」のことばが踊った。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻を目にした世界は、「力による一方的な現状変更の意思と能力を持った国」を抑止するためには、外交が機能不全に陥る中での「現状変更の意思」を思いとどまらせ阻止する「備え」＝防衛力を平時に示しておく必要があることを思い知らされた。抑止能力は「意思」を換え得るからである。そう考えると、「国家安全保障戦略」2022年版は、「転換」ではなく2013年版からの「アップデート」であったと言える。

「国家安全保障戦略」は、中国を「脅威」と位置づけず、「我が国と国際社会の深刻な懸念事項」「最大の戦略的な挑戦」という中国に配慮した慎重な文言で中国を記した。中国政府は安保3文書に対してことばでは「反発」してみせたものの、その反応は冷静なものであり、猛反発や報復措置等の過剰な反応はみられなかった。この点から、岸田文雄首相と中国の習近平国家主席が2022年11月17日のバンコク会談で合意した「5つの共通認識」の第1項で「互いに脅威とならないとの政治的共通認識を実践する」と示されていたように、日本政府が中国へ丁寧な説明をしていた「外交成果」であったことがうかがえる。

その一方で、超高齢社会にある日本の人口動態と今後の税収の見通し、物流面での2024年問題、スマートグリッド時代の東京都における太陽光パネル設置義務化によるサイバー攻撃への脆弱化等を鑑みれば、3文書が描いたこととともに、日本の安全保障が直面している少なくない課題を直視し、平時において対処しておくことも大事である。

「国家安全保障戦略」は、台湾を「極めて重要なパートナーであり、大切な友人である」としている。しかし、台湾は蔡英文政権も含めて一貫して「日本の固有の領土である尖閣」の領有権を主張してきていることを忘れてはならない。「台湾有事は日本有事」というのは、日米同盟に巻き込まれるから台湾有事が日本有事に拡大するのではなく、台湾が尖閣の領有権を主張していることで台湾有事が日本有事になり、日本の安全と平和がリスクに晒されているのである。日本は台湾の位置づけをゼロサムで見るべきではない。

安全保障の覚悟と常識

村井友秀研究委員

(平和・安全保障研究所理事

東京国際大学特命教授)

安全保障は空気である。人は空気があるから生きていける。しかし、空気は見え匂いもない。故に人々は空気を意識せずに生きている。空気がなくなったとき、人は空気があるから生きていたと理解するが、その時はもう手遅れである。安全保障も同じである。安全が保障されているから人は普通に生活ができる。経済をとるか安全をとるかという問題ではない。安全保障が崩れてから安全を回復するには巨大なコストがかかる。安全保障の利益はとてつもなく大きい。

ただし、何らかの利益を得ようとすればコストがかかる。安全もタダでは得られない。日本人も世界の他の国と同様に安全を得たければコストを負担しなければならない。ウクライナの多くの市民は祖国と家族を守るために命を懸けている。しかし、戦後の平和教育によって無抵抗主義に染まった日本人は犠牲を払う覚悟を失った。戦後の日本が大きなコストを払わずに安全を得ることができたのは、日本の安全のコストを米国が負担していたからである。

今、米国は世界に提供してきた安全保障の負担を減らそうとしている。他方、中国は過去30年間で軍事費を40倍に増やし、日本人が先祖から引き継ぎ子孫へ伝えるべき日本の固有の領土を奪おうとしている。日本を取り巻く安全保障環境は急速に悪化している。

鉄砲から生まれた中国共産党政権は戦争を躊躇しない。中国は簡単に勝てると思えば戦争をする国である。日本が軍縮すれば中国は日本に簡単に勝てると思うだろう。日本の軍縮は中国に戦争をするように挑発しているのと同じである。

軍拡を続ける中国に、日本には簡単に勝てないと思わせるためには、日本が軍拡しなければならない。日本が軍拡すれば、中国との間で軍拡競争が発生するだろう。しかし、日本が軍縮した場合の最悪のケースは戦争であり、軍拡した場合の最悪のケースは軍拡競争である。戦争よりは軍拡競争の方がマシである。

日本が地域の安全保障に貢献するためには軍拡競争のコストを負担すべきである。日本の軍拡の道筋を示すものが「国家安全保障戦略」以下の安全保障関連3文書である。3文書は、毛沢東が言う「愚か者の戦略」である「専守防衛」という世界の非常識を引き摺りながら、「懲罰的抑止」という世界の常識に一步前進したといえるだろう。

安保3文書が出した宿題

渡辺紫乃研究委員
(上智大学教授)

2022年12月16日に岸田政権によって「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」のいわゆる安保3文書が閣議決定された。今回の「国家安全保障戦略」は、日本が「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」ことを強調し、日本の取り組むべき課題を包括的に挙げている。日本を取り巻く国際環境が激変しているなかで発表された極めて妥当な戦略である。

今回の3文書の発表により、自衛隊をはじめとする政府の各部門は多くの「宿題」を抱えた。2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻以来、国際情勢の展開のスピードが速まっている。北朝鮮による過去にない頻度でのミサイル発射や不透明な台湾情勢の行方など、従来の「常識」が全く通用しない時代に入りつつある。今回の「国家安全保障戦略」で提案された内容を実現するにあたっては、多くの財源や人的資源、具体的な政策を形成して実行するための労力と時間の投入が不可欠である。国家の安全保障においては、「間に合わなかった」では済まされないし、予想外のことが起こるのが当然の世界である。やるべき課題の優先順位を早急に見極め、従来以上に迅速な行動が求められる。

そのためには、政治的なリーダーシップが不可欠である。同時に、国民も日本が従来とは質的に異なる安全保障上の挑戦を受けている深刻な現実を理解し、安全保障は他人事ではなく自分自身の問題であると認識を改める時期に来ている。そのためには、冷静かつ正確でバランスの取れた議論や情報提供が不可欠であり、専門家や識者などのより一層の貢献も必要であろう。

普遍的に共有されない普遍的価値を掲げる困難を考える

秋元悠研究員

「国家安全保障戦略」の「策定の趣旨」においては、「地政学的競争」の時代にあって、「普遍的価値」を擁護することの重要性が説かれている。「海洋国家」である日本にとって、自由で開かれた秩序を含め、普遍的価値や法の支配に基づく国際秩序は死活的に重要であり、それを奉じる、というのは理にかなっていると言える。

しかしながら「国家安全保障戦略」は、さらに踏み込んで「普遍的価値」の担い手として自らを位置付け、「普遍的価値」を共有しない国の存在を、具体的国名の言及は避けながらも、名指している。「普遍的価値」を、「一部の国家」を脅威と認定するための根拠として用いているのだ。

「人類を語るものは欺こうとしている」との言葉を想起するまでもなく、対立が激化している中で普遍的価値を掲げることは、戦略の硬直化やさらなる対立激化を招くと永らく批判されてきた。普遍的価値の担い手を自認してきた米国が、「地政学的競争」という時代認識を明示した 2022 年 10 月の「国家安全保障戦略」において、守るべき価値を「普遍的」と形容せず「私たちの価値」として提示したことからは、わずかながらも看過できない力点の変化を見て取れるように思われる。「冷戦後という時代」の終わりを画した米国のアフガニスタン撤退の教訓の一つは、「普遍的価値」の恣意的な援用によって、価値そのものが損なわれるという現実である。もはや価値は普遍性のみによっては担保されず、誰がどのように掲げているかに左右される。

南スーダンから撤退し、ミャンマー国軍に曖昧な態度をとってきた日本にとって、また、今後「対立と協力の様相が複雑に絡み合う」中で多様な国・地域との重層的なネットワーク構築を模索する日本にとって、「普遍的価値」という旗印は過ぎた重荷であるように思われる。

防衛力整備に対する期待と不安

大野知之研究員

2022 年 12 月 16 日に閣議決定されたいわゆる安保 3 文書のうち、ここでは「国家防衛戦略」と「防衛力整備計画」に着目して所見を述べたい。

この「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」は、周辺諸国の軍事力増強と現状変更的な行動を受けてこれまでに類を見ない規模での防衛力整備を目指している。ロシアのウクライナ侵略や中国の軍備拡張及び台湾への武力行使を否定しない姿勢は、日本も相応の対処能力を持つ必要があることは否定できない。筆者は「国家防衛戦略」や「防衛力整備計画」で示された脅威認識について異論はないが、防衛力整備の観点から短期的課題と中期的な課題の 2 点に触れておきたい。

まず短期的課題としては、「防衛力整備計画」で示された装備品の調達計画通りに達成できるのかという点である。たとえば、空中給油機などは現有数からほぼ倍増となる 13 機を整備することになっているほか、トマホークなどの中距離ミサイルは今後新たに導入する装備ことになる。もちろんこうした課題はシミュレーション済みであろう。それだけ急速に装備を拡充する必要があるほど深刻な安全保障環境にあるのだろう。

次に、長期的課題については、中国などとの競争的關係は今後長期にわたることが見込まれる。こうした中で現在の規模の防衛予算、装備を維持できるのかという問題である。かつてマイケル・ピルズベリーは、中国が建国 100 周年の 2049 年に向けて「100 年マラソン」を計画していると論じたが、現在の日本は短距離走を走る準備をしているように見える。かつての「所要防衛力」構想では周辺諸国の軍事力などを基準にして防衛力の整備を計画していたが、結局未完のままで終わってしまった。未完の背景には、デタントという国際環境の変化もあったが、石油危機などの経済危機も大きな制約要因となった。今回の「国家防衛戦略」と「防衛力整備計画」を未完の目標に終わらせないためにも、長期的な国際環境の評価と経済財政政策とのバランスが求められる。

翻って、財政の持続性や運用面での課題を考慮しても一挙に防衛力の整備を進める必要があるという点が、現在の国際環境の悪化が深刻であるということを示している。